

# 公益社団法人JEO・子どもに均等な機会を 会 員 規 程

## 第1章 入会及び退会

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人JEO・子どもに均等な機会を（以下、「当法人」という。）の定款第8条に定める会員の入会及び退会並びに定款第9条に定める入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

**第2条** 当法人の会員は、次の各号に掲げる会員とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 法人賛助会員
- (3) 個人賛助会員

(会員の資格)

**第3条** 正会員は、当法人の目的に賛同し、定款及び法令の遵守を誓約する者で、当法人の行う事業を積極的に支援するとともに当法人の運営に直接関与する個人、法人、又はその他の団体とする。

- 2 法人賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の行う事業を支援する法人又はその他の団体とする。
- 3 個人賛助会員は、当法人の目的に賛同し、当法人の行う事業を支援する個人とする。
- 4 正会員になろうとする者に対しては、入会資格につき、当法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付してはならない。

(入会手続き)

**第4条** 正会員として入会しようとする者は、別紙1に定める入会申込書に、定款及び

法令を遵守する旨を約する書面を添えて理事長に提出し、理事会においてその承認を得なければならない。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、別紙1に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会においてその承認を得なければならない。
- 3 理事会は、前2項の申込みに対し諾否を決定したときは、速やかに、諾否の結果を申込者に通知するものとする。ただし、入会を承認しない場合は、結果とともにその理由も通知するものとする。

(入会の取消し)

**第5条** 入会を承認された会員につき、虚偽の事実が発覚し又は入会の要件を欠くことが判明したときは、理事会の決議により、入会の承認を取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。ただし、取り消しの原因が当法人の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(任意退会)

**第6条** 会員が当法人を退会しようとするときは、別紙2に定める退会申請書を理事長に提出することにより、自由に退会することができる。

- 2 前項の場合において、理事長は、速やかに、当該会員に対し退会を承認した旨を通知するものとする。
- 3 第1項の場合において、未履行の義務はこれを免れず、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

(強制退会)

**第7条** 定款第11条により会員の除名を決議するにあたっては、除名を決議する社員総会の会日の1週間前までに、当該会員に対し、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、社員総会において書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該会員が除名する旨の通知を受け取ることができず、又は、弁明の機会を放棄したときは、この限りでない。

- 2 定款第12条により会員資格を喪失したときは、当該会員に対し、速やかにその旨を通知するものとする。ただし、当該会員が資格を喪失した旨の通知を受け取ること

ができないときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合において、未履行の義務はこれを免れず、既納の会費その他の拠出金はこれを返還しない。

(会員名簿)

**第8条** 会員に関する情報は、会員の種別毎に、当法人において管理する会員名簿に登録し、これを管理するものとする。

- 2 会員名簿に記載された個人情報については、個人情報保護法その他法令の趣旨に則り、適切に管理しなければならない。
- 3 会員は、入会時に届け出た事項に変更があった場合には、速やかにその旨を理事長に届出なければならない。
- 4 会員が退会したときは、速やかに、当該会員に関する会員名簿の登録を抹消するものとする。

(会員資格の得喪)

**第9条** 第4条の申し込みをした者は、入会を承認する理事会において決議した日から、当法人の会員としての資格を取得する。

- 2 第5条によって入会を取り消された者は、入会日より当法人の会員としての資格を取得しなかったものとみなす。
- 3 第6条により退会の申し出をした者は、退会申請書が受理された日の属する月の末日をもって、当法人の会員としての資格を喪失する。
- 4 第7条により退会となった者は、除名を決議した社員総会の日又は資格喪失の要件が充足した日より、当法人の会員としての資格を喪失する。

## 第2章 会員の権利及び義務

(会員の権利)

**第10条** 正会員は、次の各号に掲げる権利を有し、正会員以外の会員は、第3号、第4号及び第5号に掲げる権利を有する。

- (1) 当法人の社員総会に出席し、討議に加わること
- (2) 当法人の社員総会において議決権を行使すること
- (3) 会報等により、会員活動に必要な情報を受けること
- (4) セミナー、シンポジウム、講習会その他当法人又は当法人の提携団体が主催する活動に、無料又は会員価格により参加すること
- (5) 無料又は会員価格により、当法人又は当法人の提携団体の施設を利用し又はその提供するサービス若しくは商品を購入すること

(会員の義務)

**第11条** 会員は、入会金及び会費等を納入しなければならない。

- 2 会員は、当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為を行ってはならない。
- 3 会員は、この規程のほか、定款その他当法人の定める規程及び法令を遵守しなければならない。
- 4 会員は、入会申込書の記載内容その他当法人に登録された情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人へ届け出なければならない。
- 5 会員は、退会したときは、速やかに会員証を当法人に返却しなければならない。

### 第3章 会費

(会費の額)

**第12条** 当法人の会員が納入する入会金及び会費の額は、次のとおりとする。

会員種別	入会金(円)	会費(円)
正会員	100,000	月額 10,000
法人賛助会員	30,000	月額 10,000
個人賛助会員	10,000	月額 3,000

- 2 月の途中に入会した会員の最初の会費は、入会日の属する月の初日に入会した会員と同額とする。

(納入方法)

**第13条** 入会金および会費は、振込又は口座振替により、当法人の指定する銀行口座に送金する方法により納入するものとする。送金にかかる手数料は、会員の負担とする。

(納入期限)

**第14条** 入会金は、入会日から1か月以内に納入しなければならない。

2 会費は、会員たる資格を有する日の属する月の翌月分を、当月27日までに納入しなければならない。ただし、入会后最初の会費については、会員たる資格を有する日の属する月の当月分を、当月末日までに納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、当法人の事務処理の都合上やむを得ない事由があるときは、入会金及び会費を納入期限以後に納入することができる。

## 第4章 その他

(改廃)

**第15条** この規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

(補則)

**第16条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

附則 (平成28年11月10日社員総会決議)

この規程は、平成29年1月13日から施行する。

附則 (平成30年9月12日社員総会決議)

この規程は、平成30年9月13日から施行する。

附則 (令和3年3月15日社員総会決議)

この規程は、令和3年3月15日から施行する。

別紙1 (第4条第2項関係)

公益社団法人 JEO・子どもに均等な機会を 入会申込書

公益社団法人 JEO・子どもに均等な機会を

【ごあいさつ】

当法人は、幼い子供たちや生まれてくる生命のために、持続可能な社会の実現を目指します。そのために、さまざまな人や組織が、自ら主人公となって、持続可能な社会の実現をめざす運動に参加できる仕組みづくりと、その支援を行うことをビジョンとします。当法人は、上記ビジョンを追求し、以下の活動を重点課題として取り組みます。

- 将来世代である子どもの支援活動
- 環境教育・啓発活動
- 環境対策支援活動
- 持続可能な社会の実現のための社会貢献活動

公益社団法人 JEO・子どもに均等な機会を  
代表理事 辻 正夫

公益社団法人 JEO・子どもに均等な機会を 御中

氏名 (法人名)	フリガナ	代表者名 (法人の場合)	フリガナ	印
住所	フリガナ 〒 -	(フリガナ) 担当者名		
電話番号	- -	FAX番号	- -	
Email	@	紹介者名		

※申込み会員種別を選択し「○」を入れてください。

会員種別	入会金	月会費	○印
正会員	100,000円	10,000円	
法人賛助会員	30,000円	10,000円	
個人賛助会員	10,000円	3,000円	

【注意事項】

\* JEOの会員規程に基づき、入会金及び既納の会費は退会の場合も返金されません。

【入会金振込み先】

上記注意事項を承諾し、【JEO】への入会を申し込みます。

年 月 日

申込者名(法人は法人名及び代表者名)

印

●連絡先

公益社団法人 JEO・子どもに均等な機会を  
事務局  
大阪市中央区南本町1-4-10 StoRK BLDG. 7F  
TEL 06-6125-2666 FAX 06-6271-5581

事務局使用欄					
受付	承認	登録	記号		
				-	

別紙2 (第6条第1項関係)

退会申請書

公益社団法人 JEO・子どもに均等な機会を 理事長 殿

氏名 (法人名)	フリガナ	代表者名 (法人の場合)	フリガナ	印
住所	フリガナ 〒 -		(フリガナ) 担当者名	
電話番号	- -	FAX番号	- -	
Email	@			
会員番号				

※会員種別を選択し「○」を入れてください。

会員種別	
正会員(社員)	
法人賛助会員	
個人賛助会員	

退会理由 (差支えなければ)	
-------------------	--

【注意事項】

- 1)この退会申請書が受理された翌月の末日を以て、会員の資格喪失となります。
- 2)退会に際しては、JEOの会員規程に基づき、入会金及び既納会費は返金されません。
- 3)JEO会員証は、退会后速やかに事務局へご返却ください。

●連絡先及び会員証返却先

公益社団法人 JEO・子どもに均等な機会を  
事務局  
大阪市中央区南本町1-4-10 StoRK BLDG.5F  
TEL 06-6125-2666 FAX 06-6271-5581

上記注意事項を承諾し、【JEO】の退会を申請します。

年 月 日

申込者名  
(法人は法人名及び代表者名)

印

事務局使用欄					
受付		承認		登録	記号
					-